(二)　市町村長は、第一号施行日前に当該市町村の外国人登録原票に登録され、第一号施行日において当該市町村の外国人住民であると見込まれる者について、仮住民票を作成し、その者に対して当該仮住民票の記載事項を通知することとした。（附則第三条関係）

(三)　(二)の仮住民票は、第一号施行日において住民票になることとした。（附則第四条関係）

(四)　(一)の(1)の施行の際現に外国人住民である者であって、(二)による通知を受けていないものは、第一号施行日から一四日以内に所定の事項を市町村長に届け出なければならないこととした。（附則第五条関係）

(五)　(四)の届出に関し虚偽の届出をした者又は正当な理由がなくて届出をしない者は、五万円以下の過料に処することとした。（附則第一〇条関係）

(六)　出入国管理及び難民認定法の規定により仮放免をされてから一定期間を経過したものその他の同法等の規定により本邦に在留することができる者以外のものについて、第一号施行日以後においても行政上の便益を受けられるようにするという観点から、必要に応じて、その者に係る記録の適正な管理の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずることとした。（附則第二三条関係）

◇保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（法律第七八号）（厚生労働省）

一　保健師助産師看護師法の一部改正関係

1　受験資格の改正

(一)　保健師国家試験の受験資格について、文部科学大臣の指定した学校における修業年限を六月以上から一年以上に延長することとした。（第一九条関係）

(二)　助産師国家試験の受験資格について、文部科学大臣の指定した学校における修業年限を六月以上から一年以上に延長することとした。（第二〇条関係）

(三)　看護師国家試験の受験資格を有する者として、文部科学大臣の指定した大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者を明記することとした。（第二一条関係）

2　保健師、助産師、看護師及び准看護師の研修

保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修を受け、その資質向上を図るように努めなければならないものとすることとした。（第二八条の二関係）

二　看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正関係

1　看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針に定める事項について、看護師等の研修等を明記することとした。（第三条第二項関係）

2　国の責務について、看護師等の研修等を明記することとした。（第四条第一項関係）

3　病院等の開設者等の責務について、新たに業務に従事する看護師等に対する臨床研修その他の研修の実施及び看護師等が自ら研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な配慮を明記することとした。（第五条第一項関係）

4　看護師等の責務について、研修を受ける等を明記することとした。（第六条関係）

三　この法律は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（法律第七九号）（法務省）

一　出入国管理及び難民認定法の一部改正関係

1　在留資格をもって本邦に在留する外国人の在留期間の上限を五年に伸長することとした。（第二条の二第三項関係）

2　上陸の手続に係る規定の整備

(一)　上陸拒否の特例を規定することとした。（第五条の二、第七条第一項第四号及び第一四条第一項関係）

(二)　別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとする場合は、第七条第一項第二号に掲げる条件に適合しないこととした。（第七条第一項第二号関係）

3　資格外活動許可の取消しに関する規定を整備することとした。（第一九条第二項及び同条第三項関係）

4　中長期在留者の在留管理に関する規定の整備

(一)　本邦に在留資格をもって在留する外国人のうち、次に掲げる者以外の者（以下「中長期在留者」という。）に在留カードを交付することとし、同カードの記載事項、中長期在留者に係る各種届出等に関する規定を整備することとした。（第一九条の三～第一九条の一七関係）

(1)　三月以下の在留期間が決定された者

(2)　短期滞在の在留資格が決定された者

(3)　外交又は公用の在留資格が決定された者

(4)　(1)から(3)までに準ずる者として法務省令で定める者

(二)　中長期在留者に係る情報の継続的な把握に関する規定を整備し、その継続的な把握のため、事実の調査に関する規定を整備することとした。（第一九条の一八及び第一九条の一九関係）

5　在留許可に関する規定の整備

(一)　法務大臣が、在留資格の変更等を許可する場合には、当該許可に係る外国人が引き続き中長期在留者に該当し、又は新たに中長期在留者に該当することとなるときは、当該許可に伴う在留カードの交付のあったときに、その効力を生ずることとした。（第二〇条第四項、第二一条第四項、第二二条第三項、第二二条の二第四項、第五〇条第三項及び第六一条の二の二第三項関係）

(二)　在留資格の変更許可申請等があった場合において、当該外国人は、その在留期間の満了後も当該処分がされる日又は従前の在留期間の満了の日から二月を経過する日のいずれか早い日までの間は、引き続き当該在留資格をもって本邦に在留することができるものとすることとした。（第二〇条第五項及び第二一条第四項関係）

(三)　技能実習の在留資格の変更の特則に関する規定を整備することとした。（第二〇条の二関係）

6　在留資格の取消事由を新設するほか、一定の事由により取消しをしようとする場合には、在留資格の変更の申請等の機会を与えるよう配慮することとした。（第二二条の四及び第二二条の五関係）

7　旅券等の携帯及び提示に関する規定を整備することとした。（第二三条関係）

8　他の外国人に不正に上陸許可等を受けさせる目的での偽変造文書等の作成等の教唆・幇助行為等を退去強制事由に加えることとした。（第二四条第三号、第三号の四～第四号及び第四号の四関係）

9　再入国許可の有効期間の上限を五年に伸長するほか、有効な旅券及び在留カードを所持する外国人が、一年以内に再入国する場合には、原則として再入国許可を受けることを要しないこととした。（第二六条及び第二六条の二関係）

10　退去強制を受ける者の送還先に、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約第三条第一項及び強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約第一六条第一項に規定する国等を含まないことを明確にすることとした。（第五三条第三項関係）

11　法務省令で定める入国管理官署に入国者収容所等視察委員会を置くこととし、関係規定を整備することとした。（第六一条の七の二関係）

12　市町村の長は、外国人住民に係る住民票について、政令で定める事由により、記載等をしたときは、法務大臣に通知しなければならないこととした。（第六一条の八の二関係）

13　在留資格の取消しの手続における送達の規定を整備することとした。（第六一条の九の二関係）

14　新規上陸後の住居地届出等に関する規定を整備することとした。（第六一条の九の三関係）

15　紛失や毀損等以外の場合で、在留カードの交換を希望する者が同カードの交付を受けるときの手数料を政令で定めることとした。（第六七条の二関係）